

# 宮崎県内水面漁業活性化計画

～豊かな内水面資源の再生をめざして～

平成29年9月1日

宮 崎 県

## 目 次

### 序章 計画策定にあたって

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間

### 第1章 本県の内水面漁業をとりまく状況

- 1 内水面漁業の概要
- 2 内水面漁業の採捕状況
- 3 内水面漁業の生産構造
- 4 内水面における関係者の取組状況と課題

### 第2章 計画の目標

### 第3章 計画推進の方向

- 1 水産資源等の適切な管理と効果的な増殖の推進
- 2 生態系の保全と鳥獣被害対策の強化
- 3 水産資源に係る伝染性疾病の防疫措置
- 4 水産資源に配慮した漁場環境づくり
- 5 県民協働による豊かな内水面づくり
- 6 水産資源の回復に向けた取組の評価と行動

### 第4章 推進体制

- 1 関係者の役割
- 2 内水面関係者による連携体制

## 序章 計画策定にあたって

### 1 計画の策定趣旨

本県が有する河川等の内水面は、農業用水への利用や、水産動物の採捕のほか、憩いの場としても利用されるなど、県民の豊かな生活を支える財産となっています。

また、治山や治水等の事業により安定した内水面が確保され、県民の生命と財産が守られています。

このような中、内水面漁業は、アユ、ヤマメ、ウナギといった豊かな川の幸を県民に届けつつ、長年にわたる水産動植物の増殖活動や漁場環境の保全等を通じて、遊漁や川遊びといった自然と親しむ機会を提供するなど内水面が持つ多面的機能の一翼を担っています。

しかしながら、長年の間に進んできた水産動植物の生息環境の変化に加え、外来魚やカワウ等による生態系の攪乱や在来種の食害が増加する中、ウナギやアユといった内水面の代表的な資源の減少が指摘され、また、内水面漁業の採捕量全体でも減少が続いています。

さらに、内水面漁業の採捕量の減少と相まって、水産資源の増殖や環境保全活動を担ってきた内水面漁業協同組合（以下、「漁協」という。）の組合員数も減少し、かつ、収入が減少している漁協が多くみられ、漁協によるこれらの取組の維持が困難になることが懸念されています。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面が有する水産物の供給機能や、多面的機能を発揮するために、内水面水産資源の回復と漁場環境の保全に、国、地方公共団体、内水面漁業者が責務と連携をもって取り組んでいく方向が示されました。

これを受けて、県では、県民共有の財産である内水面の豊かな水産資源を取り戻す効果的な取組みを進めて行くためには漁協や組合員はもとより、内水面に関係する多くの方々<sup>\*</sup>による現状の正しい認識と共有、対策の検討とこれに基づく取組みが不可欠であるとの考えから本計画を策定することとしたところであり、本計画が関係者による取組のための指針として活用されることを期待しています。

<sup>\*</sup>内水面に関係する多くの方々とは、国、県、市町村、漁協等の治山・治水・利水・環境の管理及び、内水面漁業振興に係る機関・団体を指しています。

## 2 計画の性格と役割

本計画は、内水面漁業の振興に関する法律第 10 条に基づく県計画であり、「内水面漁業の振興に関する基本方針」（平成 26 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1432 号）に則するとともに、「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」のうち、内水面漁業（内水面養殖業を除く）の施策の展開方向として位置づけられている「内水面資源の管理強化」及び「内水面の生態系保全の推進」などを具体的に進めるため、必要となる取組や推進体制を示した計画として策定しました。

また、本計画は、国、県、市町村、内水面漁協、その他の関係者相互間の連携協力体制のもと、それぞれの機関が所掌する区域や事業等を対象として、それぞれが果たすべき役割や取組の方向性を示すことにより、各主体が一体となった取組の推進を目指すものです。

## 3 計画の期間

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年の計画とします。

## 第1章 本県の内水面漁業をとりまく状況

### 1 内水面漁業の概要

本県には、大淀川、五ヶ瀬川など一級河川その他、二級河川、準用河川など多くの河川及び複数の湖沼があります。

これらの河川では、上流のヤマメ釣り、中下流のアユ漁や河口付近のシジミ漁等多種類の魚種が多様な漁法で採捕されており、特に、五ヶ瀬川のアユやなやアユの友釣りは、地域の重要な観光資源となっています。

内水面における水産動植物の採捕においては、漁業法及び水産資源保護法、さらにこれらに基づく宮崎県内水面漁業調整規則により定められた規制の下で行われており、主な河川には、水系ごとに第五種共同漁業権と第一種共同漁業権が免許されています。

免許を受けているのは、県内40の漁協であり、各漁協では、組合員の採捕ルールである漁業権行使規則や遊漁ルールである遊漁規則を定め、資源の適切な管理を行うとともに、放流等の水産動植物の増殖に取り組んでいます。特に、第五種共同漁業権では、免許の条件として水産動植物の増殖行為が義務づけられており、毎年継続的に種苗放流等が行われています。本県では、この増殖義務について、具体的な実施内容を内水面漁場管理委員会指示として毎年提示し、各漁協の確実な履行を促しています。

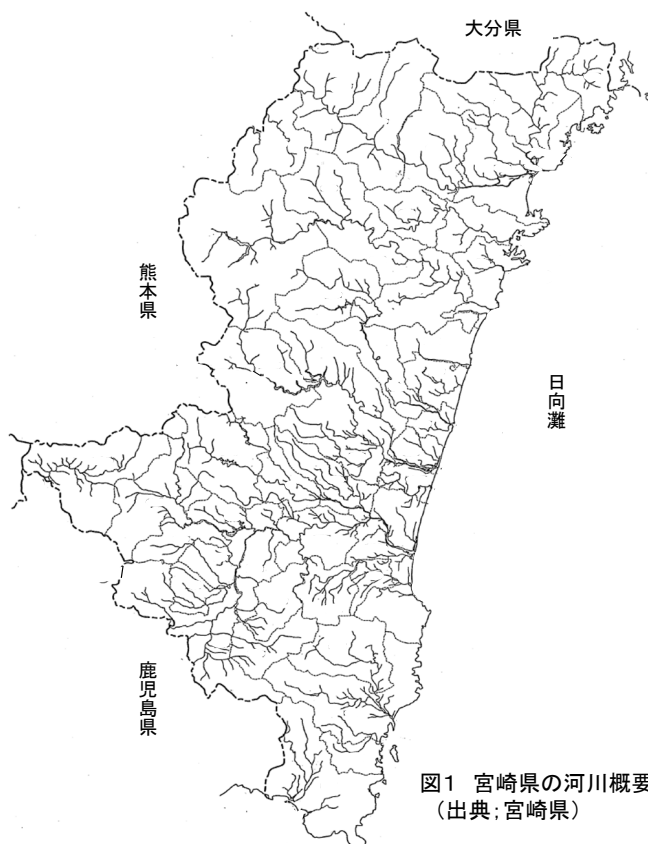


図1 宮崎県の河川概要図  
(出典:宮崎県)

## 2 内水面漁業の採捕状況

内水面における採捕量は昭和 50 年代中頃には 800 トンから 900 トンの間で推移していたものが、昭和 60 年代から減少しはじめ、平成 14 年には約 400 トンと半減しています。それ以降も減少が続いており、平成 26 年には 117 トンまで減少しています。

魚種別の推移をみると、漁業権対象種すべてが減少しており、特に本県の主要魚種であるアユは、昭和 50 年代には 200 トンを超えて採捕されていましたが、平成 26 年には 38 トンまで減少しています。また、ウナギについても、昭和 50 年には 82 トンが採捕されていましたが平成 26 年には 8 トンまで減少しています。

これらの採捕量の減少のうち、アユやウナギについては科学的な評価により資源の減少が原因であることが確認されています。

しかし、一方で組合員数や遊漁者数も減少しており、魚種によっては採捕行為が減ったことも一因となっている可能性もあるため、資源状況を適正に評価することで、採捕量の減少原因を明確にする必要があります。

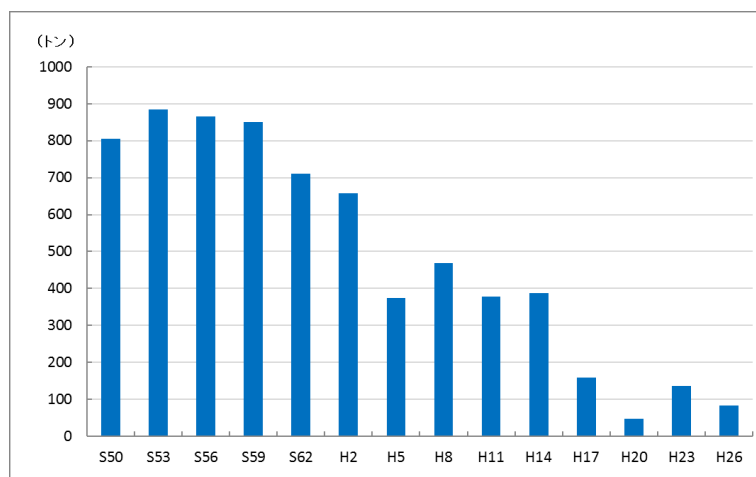


図2 本県内水面における採捕量の推移

表1 本県内水面における魚種別採捕量の推移

年	S50	S53	S56	S59	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26
ニジマス	15	8	9	4	4	5	5	6	4	3	1			
ヤマメ	3	7	25	18	21	16	17	18	7	4	1		7	9
アユ	162	209	262	202	157	143	59	99	66	104	52	16	60	38
コイ	66	92	107	110	102	87	73	90	82	83	19		13	7
フナ	57	47	57	46	37	30	24	19	18	11	5	4		
ウナギ	82	76	60	52	41	35	33	31	26	18	10		15	8
その他魚類	294	261	190	159	163	139	114	111	98	74	48	14		
シジミ	89	129	113	173	140	162	15	45	12	61	8	9	19	4
その他水産動物	37	56	43	86	45	41	33	47	34	30	14	4	60	51
合計	805	885	866	850	710	658	373	466	347	388	158	47	175	117

(出典；平成 14 年以前、17 年、20 年のデータは農林水産統計、平成 17 年、20 年は大淀川と一ツ瀬川のみデータ。平成 23 年以降のデータは宮崎県調べ)

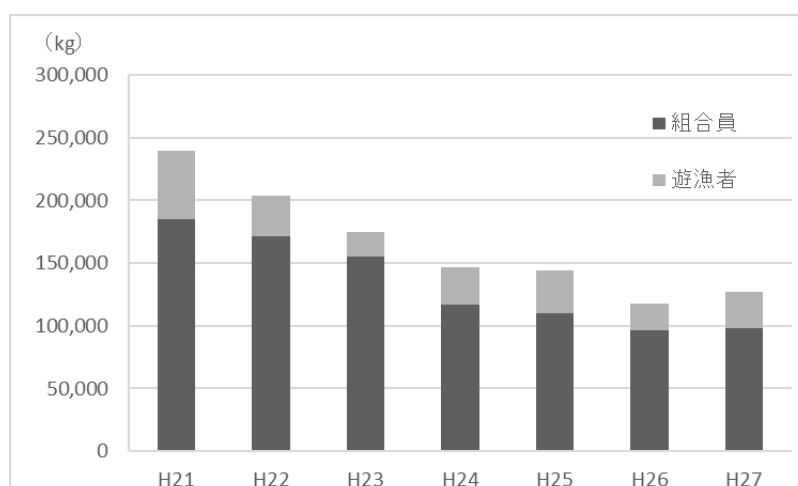


図3 組合員・遊漁者別採捕量 (出典；宮崎県調べ)

### 3 内水面漁業の生産構造

#### (1) 漁協組合員数

漁協の組合員数は、昭和50年代前半は2万人以上でしたが、平成25年には、9,643人と1万人を下回り、減少が続いています。

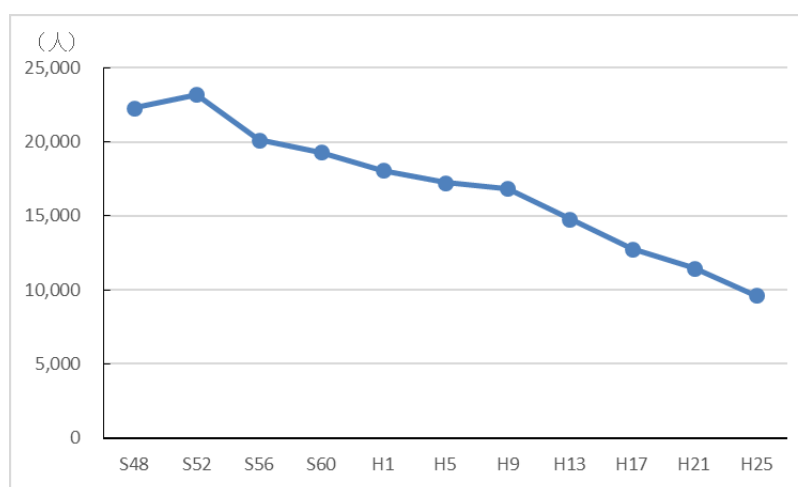


図4 内水面漁協組合員数の推移 (出典；宮崎県調べ)

#### (2) 漁協の経営の状況

平成26年の漁協の収入は、全体の35%が組合員からの行使料や賦課金、遊漁料といった事業収入であり、52%が、企業等からの助成金や市町村の補助金等の事業外収入となっています。

また、支出をみると、全体の33%が放流費であり、漁場監視費等を含めた事業直接費は45%であり、管理費等運営に要する経費も含め、多くの支出が漁協の本来的な事業である漁場管理や増殖行為に充てられています。

また、全漁協の収入は、長期的にみると増減はあるもののおおむね横ばいで推移していますが、漁協ごとにみると傾向が異なっています。

上流域の漁協では、事業収入が比較的安定した傾向で推移していますが、アユ、ウナギ、コイ等を採捕の対象とする中流、下流域の漁協では、事業収入が減少する傾向にあります。漁協ごとに10年前の事業収入と比較すると事業収入が減少した漁協は全体の65%にのぼっており、今後、経営基盤の脆弱化が進めば、増殖行為をはじめ漁協活動に影響を与えることが懸念されます。

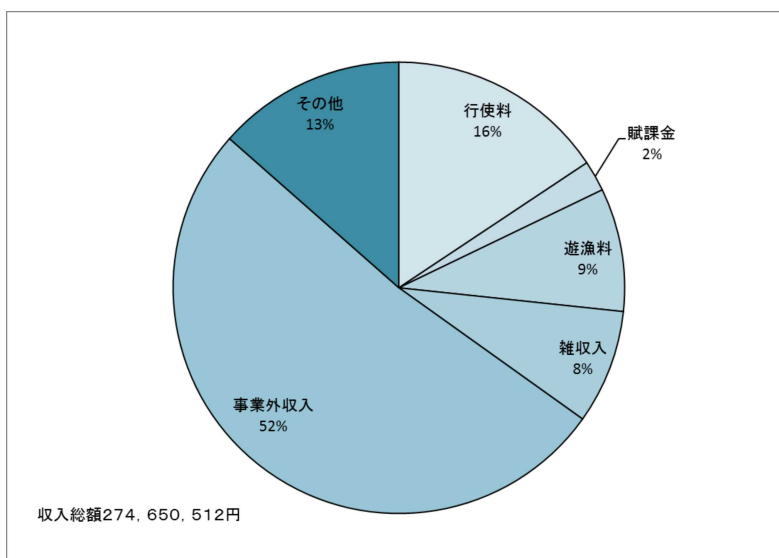


図5 平成26年内水面漁協収入内訳(前年度繰越金除く)

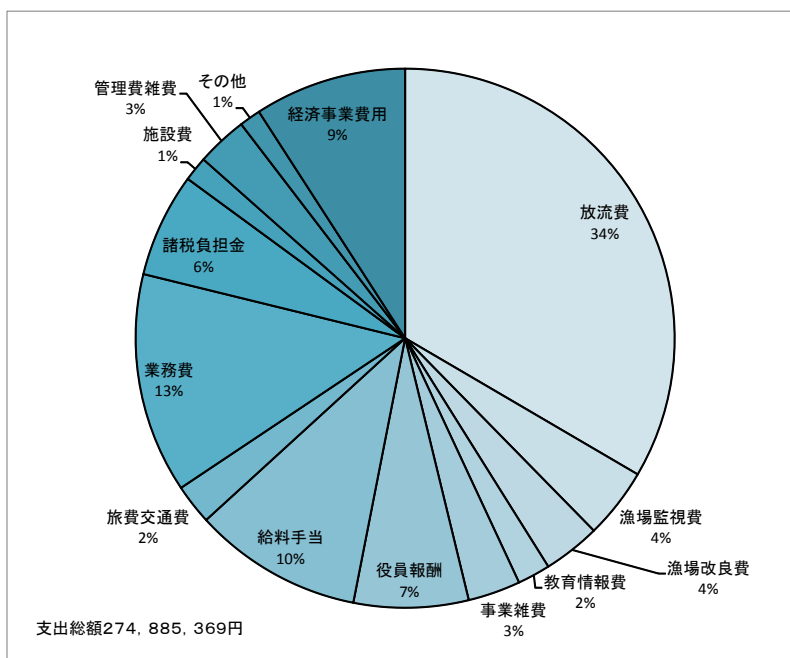


図6 平成26年内水面漁協支出内訳(前年度繰越金除く)



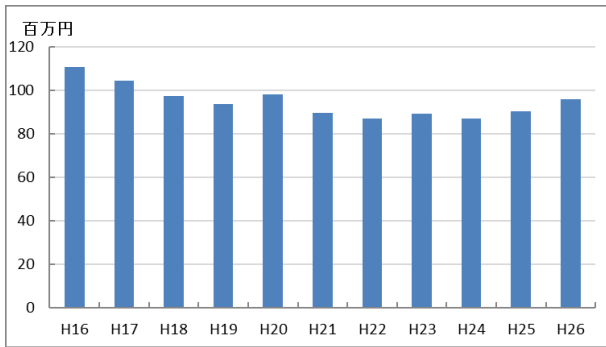


図7 事業収入(全漁協合計)の推移

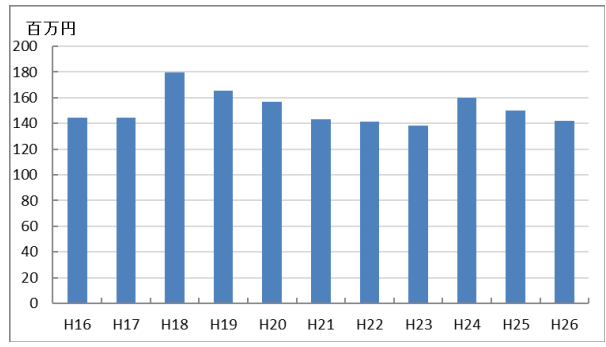


図8 事業外収入(全漁協合計)の推移

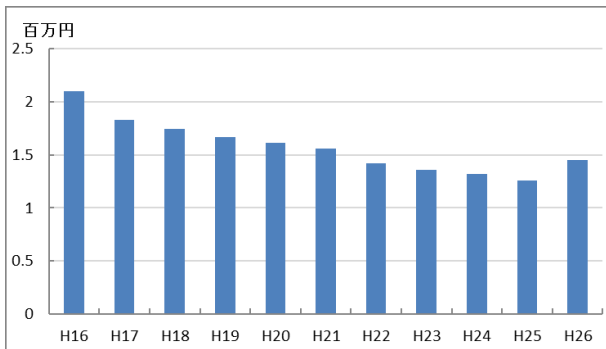


図9 A漁協(中、下流域)事業収入の推移

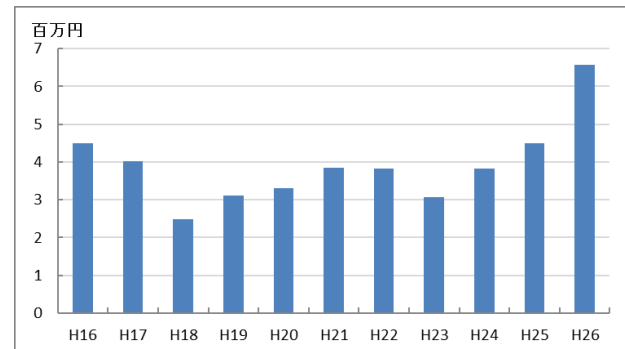


図10 B漁協(上流域)事業収入の推移

(出典；宮崎県調べ)

表2 事業収入の推移(H26/H16)の分類

H26/H16	漁協数	備考
100 %以上	14	増加した漁協数 14
75 %～100 %未満	7	減少した漁協数 26
50 %～75 %未満	18	
50 %未満	1	
計	40	

### ア 行使料

組合員が採捕をする際、漁協に支払われる行使料については、直近5年間では増加もしくは横ばい傾向ですが、過去10年と比較すると減少傾向になっています。

漁協別にみるとその傾向は異なるものの、多くの漁協で組合員数の減少を反映し、10年前と比べて行使料が減少した漁協は全体の85%にのびります。これらの漁協では、今後一層

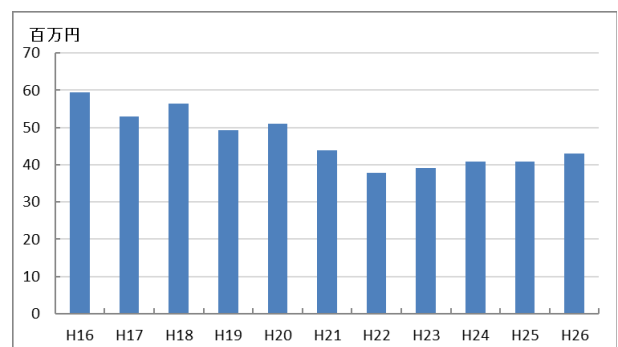


図11 行使料(全漁協合計)の推移

(出典；宮崎県調べ)

の経営基盤の脆弱化が懸念されるとともに、個々の組合員の負担増も懸念されます。

表3 行使料収入の推移(H26/H16)の分類

H26/H16	漁協数	備考
100%以上	6	増加した漁協数 6
75%～100%未満	15	減少した漁協数 34
50%～75%未満	13	
50%未満	6	
計	40	

### イ 遊漁料

県内における遊漁料収入については、近年横ばいもしくは増加傾向となっていますが、漁協ごとにその傾向は異なります。

ヤマメを対象とした遊漁が多い上流域の漁協では増加傾向にありますが、アユを対象とした遊漁が多い中下流域の漁協では、減少傾向にあり、県内全体では下表のとおり、10年前に比べて遊漁料収入が減少した漁協は全体の55%にのぼります。

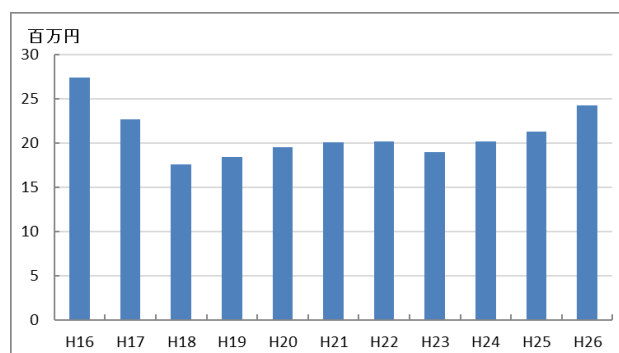


図12 遊漁料(全漁協合計)の推移

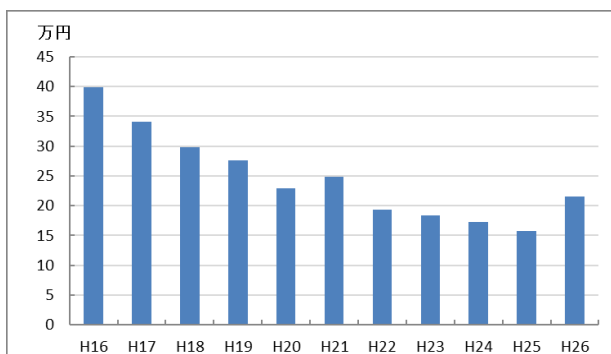


図13 C漁協(中流域)遊漁料の推移

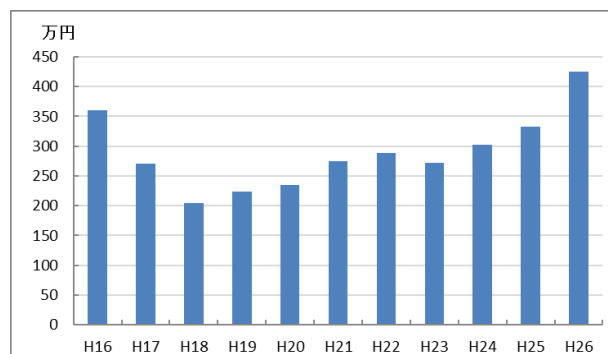


図14 D漁協(上流域)遊漁料の推移

(出典；宮崎県調べ)

表4 遊漁料収入の推移(H26/H16)の分類

H26/H16	漁協数	備考
100%以上	17	増加した漁協数 17
75%～100%未満	4	減少した漁協数 21
50%～75%未満	13	
50%未満	4	
計	38	遊漁料収入なし 2

## 4 内水面における関係者の取組状況と課題

### (1) 水産資源の増殖

#### ①放流事業

県内漁協の過去10年間の放流費は横ばいで推移していますが、主な魚種の放流尾数をみると、アユ、ヤマメでは増加していますが、ウナギについては、近年、種苗代の高騰等により、放流尾数は減少傾向で年により変動が大きい状況となっています。

また、コイについては、平成16年のコイヘルペスウィルス病発生後は放流を自粛している状況です。

一方で、前述のとおり採捕量は減少しており、放流が増殖行為として効果を発揮していないことが懸念されることから、河川ごとに放流効果を含めて詳細な調査・分析が必要です。

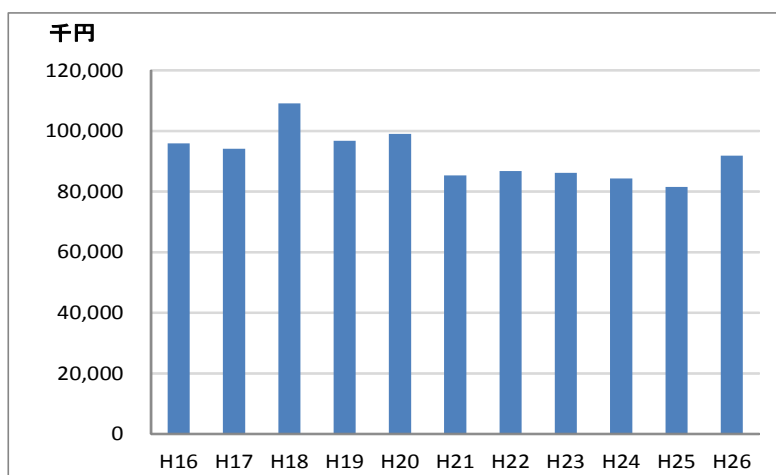


図15 放流費(全漁協)の推移 (出典；宮崎県調べ)

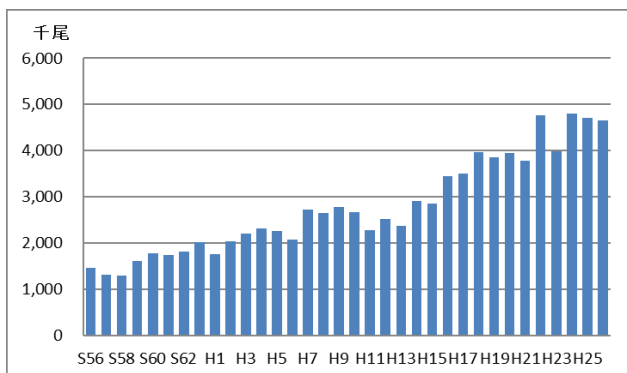


図16 アユ放流尾数

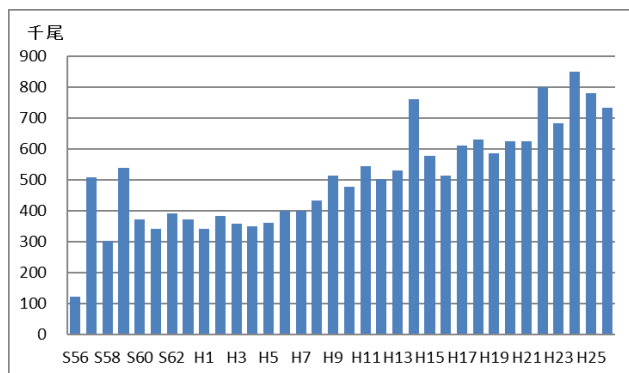


図17 ヤマメ放流尾数

(出典；宮崎県調べ)

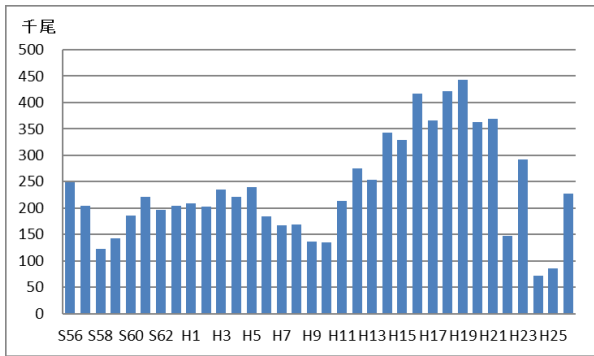


図18 ウナギ放流尾数

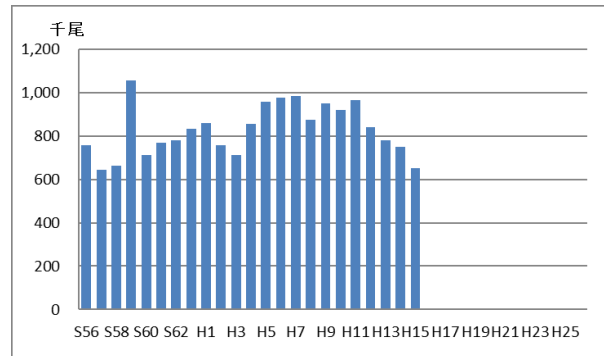


図19 コイ放流尾数

(出典；宮崎県調べ)

## ②産卵床の造成

水産資源の増殖は、長年に渡って放流を主体に行われており、過去には琵琶湖産アユや鹿児島県河川産アユの移植という方法もとられていました。しかし、移植は、種の遺伝的な多様性維持の観点や河川ごとの資源維持の観点からは必ずしも好ましくなかったため、これに代わる増殖方法が求められる中、産卵床の研究が進み効果が確認されたことから、近年、魚類の産卵を促す効果のある産卵床造成が行われるようになりました。しかしながら、産卵床の設置には相当な労力を要すること、耐久性がなかったり目詰まり等により機能が維持できないこと、効果が実感できないことなどにより、取組件数は限定的となっています。

表5 アユ産卵床造成実績

年度	H25	H26	H27
産卵床造成面積 (㎡)	11,675	7,920	10,522
漁協数	7	6	7

(出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会)

## (2) 環境・生態系の維持・保全

### ①外来魚駆除

ブラックバスやブルーギルは養殖魚種として試験的に導入されたものが、徐々に各地の河川や湖沼に広がり、現在では全国的に在来生態系に悪影響を及ぼし、アユ等の稚魚の捕食等による経済的な損害も含め問題となっています。

現在は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されており、移植移入が禁止されています。

漁協では、刺網による駆除活動や外来魚の産卵床の撤去、釣り大会の開催による駆除等に取り組んでいますが、効果が見えない中で活動が停滞する状況も見られます。

表6 外来魚駆除実績

年度	H25	H26	H27
外来魚駆除数（尾）	1,826	1,589	3,111
漁協数	2	2	3

（出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会）

## ②カワウ駆除

カワウは、全国的にねぐら（夜間の休息場）やコロニー（繁殖場）の数が増加し、水産資源の捕食による被害が増加しており、本県においても銃器による駆除や花火による追い払い等の活動が実施されていますが、十分な被害の減少にはつながっていません。

このような中、国は「カワウ被害対策の進め方」（平成 27 年 10 月 9 日付け水産庁増養殖推進部栽培養殖課長・環境省自然環境局野生生物課長）を示し、平成 35 年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減するという目標を設定しており、本県においても目標を実現するための効果的なカワウ対策が求められています。

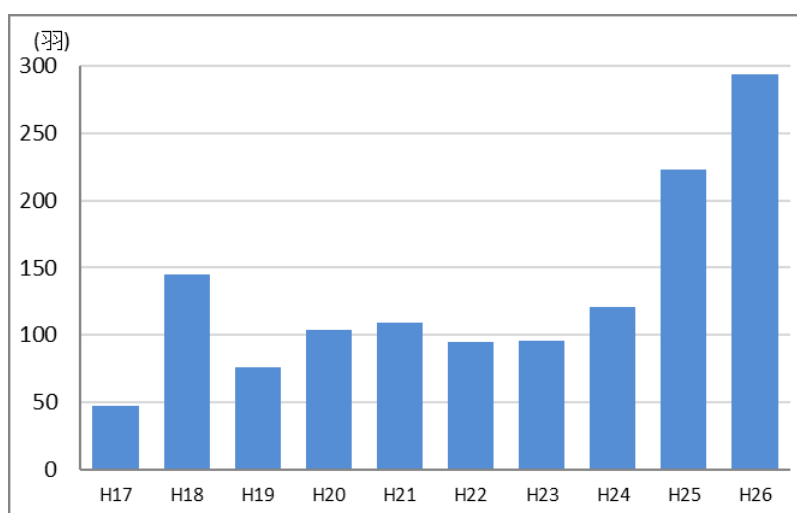


図20 河川のカワウの駆除数

（出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会）

## ③病原体の自然界への拡散防止

### ア コイヘルペスウィルス（KHV）病対策

持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）では、我が国に侵入した場合に甚大な被害をもたらすであろう疾病を「特定疾病」として指定し、KHV 病もその一つとしてまん延防止措置の強化を図っています。

しかし、平成 15 年 11 月に本県を含め全国で初めてとなる KHV 病が発生し、本県においても大きな被害をもたらしました。

このため、KHV 病対応マニュアルを制定し、KHV 病の早期発見体制や、関係機関等のまん延防止対応の手法を定めています。

また、以後、県内の多くの河川で KHV 病が発生し、既発生水系では今でも KHV が常態化していることから、引き続きコイの放流自粛や疾病の早期発見、対応等により、KHV 病の未発生地域でのまん延防止に努める必要があります。

#### イ アユ冷水病対策

冷水病は、本来、北米のサケ・マス類に発生する病気として知られており、低水温期に発生することから、冷水病と呼ばれたものです。我が国のアユでは昭和 62 年に養殖場にて初めて発生が確認され、その後、全国的に養殖場や河川において発生が確認されるようになったため、全国の関係県等で構成されたアユ冷水病対策協議会が対策を検討し、平成 13 年 3 月に「アユ冷水病防疫に関する申し合わせ事項」等を取りまとめ、平成 16 年には「アユ冷水病防疫に関する指針」を関係者に示しました。

本県でもその指針に基づき、養殖場や天然の河川・湖沼への冷水病の拡散を防止するため、病原菌を保菌していない種苗以外放流させないことを原則とした体制を構築し、内水面漁協がアユの種苗放流をする際は、水産試験場が保菌検査を実施した上で放流を実施しており、今後も徹底した対応が必要です。

#### (3) 内水面の多面的機能の維持に関する県民意識の醸成

漁協では、地域住民や内水面利用者に対し、内水面における水産資源の維持培養・環境保全・適正な利用に対する実践活動として、体験学習、釣り教室等を実施し、知識の啓発普及を行っています。

また、漁協では県民の参加による外来魚釣り大会を行っており、キャッチアンドリリースが定着した外来魚に対する駆除の必要性等の周知と理解喚起を図っています。

さらに、地域住民や小中学生と協働で河川清掃活動を実施し、河川環境の保全への意識啓発活動を実施しています。

内水面について県民参加型の活動など、県民等の関心を高めるためには、これらの活動をさらに活発化していくことが重要です。

#### (4) 漁場環境保全の取組

漁場環境の保全にもつながる内水面の多様で健全な生態系の保全について、漁協でも河川清掃や、魚道機能の改善対策を実施するとともに、川上から川下におわたって、各関係機関がその所管に応じた取組を実施しています。

また、既存の小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会、耳川水系総合土砂管理に関する評価・改善委員会、一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会等では、内水面関係者の他、様々な関係者と連携して、環境対策や防災対策等のその河川ごとの課題に対応しています。

○ 森林の整備・保全に当たっては、水産資源の生育環境に配慮した良質な水質、水量を河川等に供給する観点から、計画的な造林や除間伐等の保育や、治山施設の整備等が行われています。

- 河川環境の整備については、河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境に配慮しながら行っています。
- 堰等の河川横断施設については、水産動物の移動経路の確保や、水量・水質を含めた生育環境の保全等を考慮し、整備・改良に取り組んでいますが、施設によっては、魚道の設置、改良等が望まれます。
- 近年の大雨や台風災害等に起因する濁水の長期化については、関係機関と連携した対応の検討が必要です。

## 第2章 計画の目標

### 内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全

内水面漁業は、アユ、ヤマメ、ウナギなど和食文化と密接に関わる水産物を供給する機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖活動や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験等の自然と親しむ機会を提供するなどの多面的機能を発揮することで、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しています。

しかしながら、河川等における水産資源の生息環境の変化や外来魚・有害鳥獣等による水産資源への被害などにより、内水面における採捕量は大きく減少し、加えて漁協組合員の減少や高齢化も進行し、内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。

このため、国、県、市町村、漁協等の内水面関係者が連携し、水産資源の回復や漁場環境の再生等の施策を総合的に推進することで、「内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全」を図り豊かな水産資源の再生につなげることを施策の基本目標とします。

このような施策目標が実現することで、内水面漁業の健全な発展が図られ、そのことによって、内水面漁業の生産活動で生み出される水産物供給及び多面的機能が発揮されることを目指します。



## 第3章 計画推進の方向

### 1 水産資源の適切な管理と効果的な増殖の推進

#### (1) 水産資源の状況の客観的把握

漁協は、主体的に組合員及び遊漁者の魚種別採捕量の調査を行い、各河川の水産資源の状況把握とその精度向上に努めます。また、県及び内水面漁場管理委員会は、調査結果をとりまとめ、内水面全体の資源状況を関係者が共有できるよう情報提供を行います。

#### (2) 水産資源の効果的増殖手法の導入

県は、漁協等が行う放流にあたっては、内水面漁場管理委員会や関係団体と連携し、生態系や遺伝的多様性及び病原体の拡散防止等に配慮した放流を促進します。

また、水産資源の回復につながるよう科学的知見に基づいたより適正な放流の実施を促進します。

県は、内水面漁場管理委員会と連携し、漁協等が行う水産資源の増殖について、河川の状況や魚種によっては、放流以外のより効果的な手法として、例えば産卵床造成や石倉の造成等が選択できるよう情報提供等に努めます。

#### (3) 資源管理の促進

漁場利用や採捕の管理が必要な水産資源について、県は、漁業者、遊漁者等の関係者間で水産資源の適切な利用管理体制を構築することや、採捕の方法、規則等の自主ルールの設定及び実践を促すとともに、必要に応じて、内水面漁場管理委員会等と連携した公的管理等を検討します。

また、水産資源の適切な採捕や採捕秩序維持を図るため、関係機関等と連携し、違法採捕の取締・監視に努めます。

### 2 生態系の保全と鳥獣被害対策の強化

#### (1) 特定外来生物による被害の防止措置

在来種の生息に悪影響を及ぼすブラックバス、ブルーギル等の特定外来生物について、県は漁協・市町村と連携し、生息状況や在来資源の被害状況の把握に努めるとともに、被害の削減を図るため、効果的な駆除方法を提示し、漁協等の活発な駆除活動につなげます。

また、漁協等の関係者が連携した外来魚の釣り大会等のイベント開催を促進し、これらを通じて県民の外来魚駆除について啓発を図ります。

## (2) 有害鳥獣捕獲による被害の防止措置

近年、本県においても被害が広域化・深刻化しているカワウ等の有害鳥獣について、県は漁協、市町村と連携し、生息状況や在来種の被害状況の把握に努めるとともに、被害の削減を図るため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく各市町村ごとの鳥獣被害防止計画の策定を推進します。

また、カワウ対策に関する漁業者等の知識の向上を図りつつ、効果的な駆除方法を検討し、漁協等による駆除活動を強化します。

なお、国が平成26年4月に公表した「カワウ被害対策強化の考え方」における「被害を与えるカワウの個体数を10年後（平成35年度）までに半減」させる目標の達成に努めます。

## 3 水産資源に係る伝染性疾病の防疫措置

県や関係機関等は連携を図りながら、水産資源に係る伝染性疾病等の予防及びまん延防止のため、水産資源に係る伝染性疾病の発生状況及び新疾病の発生状況等について情報を収集するとともに、漁業者等への周知及び適正な予防措置の実施を指導します。

### (1) KHV病（コイヘルペスウイルス病）の蔓延防止

KHV病の未発生水域については、放流等の移植を禁止する宮崎県内水面漁場管理委員会指示の遵守を徹底します。また、KHV病既発生水域での放流については、水系内の漁協や、水系から飼育水を採取するコイ養殖業者との協議等を通して、放流種苗の健病性の確認等の放流にかかるルールづくりを推進します。

### (2) アユ冷水病の蔓延防止

放流種苗を由来とした病原体のまん延を防止するため、履歴が明確で罹患の認められない種苗の放流に努めることとし、放流前保菌検査の実施と「種苗来歴カード」の作成の徹底を図ります。

### (3) 新たな疾病の侵入防止

県は、国から提供される、海外における伝染性疾病の発生状況及び新疾病の発生状況等の情報について、内水面関係者等への迅速な情報提供を行うとともに、履歴の明確でない魚等の放流を行わないよう周知を行います。また、漁業者等は内水面域での水産資源のへい死の原因が特定できない場合に水産試験場等に通報するなど、新たな疾病の侵入防止に努めます。

## 4 水産資源に配慮した漁場環境づくり

### (1) 河川への良質な水の安定供給に向けた森林整備・治山の取組

森林の持つ水資源の涵養、水質の浄化機能等が十分に発揮されることにより、内水面に良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な森林整備・治山事業に努めます。

また、内水面の濁りの長期化等は水産資源の生息に重篤な影響を与えることから、関係者間でその影響や対策等についての共通認識を持ち、造林や除間伐等の保育など、資源循環型の森林づくりをはじめ、自然条件や森林の機能に応じた整備・保全、治山施設の適切な整備を進めるとともに、保安林の適正な管理に努めます。

### (2) 水産資源の円滑な遡上・降下に向けた堰堤等の整備・保全

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、堰堤等の河川横断施設について、水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、実態把握や改善の方向を明らかにするとともに、堰等への魚道の設置、改良及び適切な維持管理を推進します。また、常設魚道の設置が困難な堰堤等においては、季節的な遡上・降下対策の実施の検討など、適切な維持管理を推進します。

さらに、水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と内水面との連続性に配慮した整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮します。

### (3) 安定した水量を確保するための貯水等の取組

内水面における水量を確保するため、各地で流域を中心とした地下水の涵養を促進するための雨水浸透枡、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水等健全な水循環系の構築に努めます。

また、特に、堰堤等の下流域に安定的な水量が確保されるよう、関係者間での相互理解を深め、適切な水量・水勢に配慮した貯水等を推進します。

### (4) 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境を保全・創出する多自然川づくりを推進します。

## 5 県民協働による豊かな内水面づくり

### (1) 川に親しむ機会の創出

内水面に対する県民の理解と関心を深めるため、漁協等の内水面関係者が連携した、川開き、釣り大会、放流体験、内水面の魚観察体験、伝統漁法の伝承・体験等、県民参加によるイベント等の開催を推進します。

また、県民等の内水面の利用機会の一層の創出を図るため、内水面の利用に関する県民等のニーズを把握し、関係者が連携しその具体化に努めます。

### (2) 県民が参画した内水面の多面的機能向上の取組

内水面は県民共有の財産であり、その多面的機能の向上を図るためには県民の理解と協力が不可欠であることから、漁協等の内水面関係者が企画する河川清掃や森づくり等の内水面環境保全活動への県民への参加を求めるとともに、日頃より、河川や生態系の保全意識の醸成を図ります。

## 6 内水面水産資源の回復に向けた取組の評価と行動

水産資源の回復を図るためには、漁協等による積極的かつ効果的な増殖活動や水産資源を採捕する漁業者、遊漁者の適切な利用管理はもとより、水産資源の生息に適した環境の保全が大切です。

このため、内水面関係者は、河川や水産資源の現状において、科学的な知見を基にした共通認識を持ち（P）、それぞれの立場で現状を改善する取組（D）に努めます。また、取組の結果は、調査等のもよって可能な限り科学的に評価を行い（C）、これを踏まえて今後の取組を見直し（A）、このサイクルを繰り返すことで、よりよい漁場環境と水産資源の増殖を図っていきます。

## 第4章 推進体制

### 1 関係者の役割

#### (1) 漁協・漁業者

漁協及び漁業者は、内水面における水産資源の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国・県・市町村等が実施する本計画に関連する各種施策の推進に協力します。

#### (2) 関係機関等

国、県、市町村等の河川管理者、河川工作物管理者、森林・林業行政機関、環境管理者、水産関係機関は、各機関等が所掌する各種事業において、本計画の具体的取組を行うとともに、関係機関等が連携し、本計画に関連する各種施策の具現化に努めます。

#### (3) 内水面利用者、県民

内水面を利用する遊漁者や内水面の恵沢を享受する県民は、本計画の取組に理解をいただくとともに、積極的に参画するなど具現化に協力をお願いします。

### 2 内水面関係者による連携体制

本計画を円滑かつ効果的に推進するため、「宮崎県内水面漁業活性化計画推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置し、本計画の進捗状況の管理を行います。また、内水面単位で関係者が連携し、水産資源の回復に向けた一体的取組の必要性が生じた場合は、推進会議の下部組織として、対象内水面ごとの専門部会を設置し、その取組を推進するとともに、進捗状況を推進会議に報告します。

<宮崎県内水面漁業振興計画策定会議の構成機関>

宮崎県 環境森林部 環境管理課  
自然環境課  
森林経営課

宮崎県 農政水産部 農村計画課  
農村整備課  
水産政策課  
水産政策課漁業・資源管理室  
漁村振興課

宮崎県 県土整備部 河川課  
砂防課

宮崎県 企業局 工務課